

6. 事業内容	<p>内戦終結 6 年目を迎えた 2015 年、スリランカ国民は二度にわたる国政選挙で「民族間の融和」や「国内避難民の再定住」を促進する新政府を支持した。26 年にわたる内戦の戦場となっていた東部州トリンコマレ県では、シンハラ・タミル・ムスリムの各民族が、複数回または長期にわたり避難を余儀なくされ、多くの住民が住居や財産、生計手段を失った。農村地域では、多数の家畜が行方不明となり、使用されない田畑や灌漑施設は熱帯林に覆われた。戦後の復興期を経て、同県は社会経済開発を推進すると共に、帰還民が酪農や稲作といった生計手段を徐々に回復し、平和な生活を取り戻しつつある。また新たに開放された再定住地域においては、水や道路等基礎インフラの修復に手が付けられている。</p> <p>しかしながら、農村地域では民間企業の参入がまだ少なく、競争のない中で仲買人が独占的に農作物の買取価格を決定しており、加工施設がないため農作物の加工や卸売は他地域で行われるなど、毎年のように訪れる異常気象の影響も相まって、稲作を中心とする生活基盤は依然として不安定である。先行事業対象地で当団体が行った、農家への聞き取りによると、平均的な日収は 47 ルピー（40 円）から 133 ルピー（105 円）の範囲であり、政府の定めた貧困ラインである 1 日 130 ルピー（約 117 円）を上回る世帯は数少ないことから、状況の改善が必要である。¹これは、日本政府の対スリランカ国別援助方針の重点分野である「後発開発地域の開発支援」と合致している。</p> <p>当団体が日本 NGO 連携無償資金協力により 2011 年から 3 年間実施した先行事業では、農村地域の主要産業を復興するため、農民組合や酪農家組合を通じて、稲作用灌漑設備の修復と良質な乳牛の供与を展開し、生産力の改善と地域の組織力強化に貢献してきた。これを土台として、2014 年から 3 年計画として実施している本申請事業では、生産者による協同組合が運営する農産品加工・販売施設を設け、生産者と市場を直接つなぐことで、対象地域の経済活性化と個々の農家の生計向上及び安定を促進する。まず 1・2 年次に、稲や牛乳といった農産物を加工し付加価値をつけて小売店や卸売に直接販売する施設を立上げ、生産者の売上げ収入を増加させると共に、これを自立的に運営する組合や施設に雇用された地域住民への支援を行っている。</p> <p>最終年となる 3 年次は、組合が持続的に加工・販売施設を運営していくことのできる仕組み作りと、現行 2 年次に確立する成果の維持と定着、加えて地域の人材育成に注力する。組合が主体となって立案した計画や、実施に至った活動の結果を組合自らが評価し、さらなる技術向上や運営改善を重ねることで、本事業が終了した後も機能しうる技術力・組織力の強化を図る。また、組合の組織的枠組みに必要以上にとられることなく、地域住民を多様な形態でまきこみ、農村地域のなかから住民の生計向上や組合活動の活性化に貢献できる人材を育てていく。</p> <p>また本事業は、異なる民族を擁するトリンコマレ県でそれぞれの民族を平等に支援し、各事業地間の連携や交流を図っている。開発から取り残されがちな農村地域において組合活動の発展と農家の生計向上支援を行うこの取</p>
---------	---

¹ “District Official poverty lines.” http://www.statistics.gov.lk/poverty/monthly_poverty/ Department of Census and Statistics.

組みは、平和で活気のある村づくりの礎となるものであり、各民族が公平に開発の恩恵を受けることは長期的には紛争予防へとつながる。

なお、2年次期間中、2015年8月の議会選挙の前に組合理事を再編してはならないという当地政府の規則により、本事業地では、精米所の建設に先立つ組合の意思決定機能が大幅に滞る結果となった。これを受けて、可能な限り効率的・円滑な事業実施のために、下記（ア）（2）のとおり主に精米所建設地およびその建設工期を、当初の計画から変更して活動を継続する。

3年次は、以下の活動を計画している。

（ア）精米所運営による稲作農家支援

カンタレ郡ワネラ村落およびムトゥール郡バラティプラム村落の2ヶ所において、3年間で稲作農家のべ420世帯を支援対象とする。

1) カンタレ郡ワネラ村落（1・2年次からの継続）：

- ・ 組合活動及び精米所施設の運営を継続
- ・ スチーム米²製造など米加工技術の向上
- ・ 米粉等、付加価値製品の製造および販売
- ・ 有機伝統米の継続栽培および販売
- ・ 修復した貯水池周辺の用水路および農道整備³
- ・ 組合員と雇用スタッフを対象に研修・コンサルテーション実施
- ・ 民間企業と販路開拓ワークショップ開催

2) ムトゥール郡バラティプラム村落（2年次から開始・継続）：

- ・ 精米所施設（井戸含む）建設継続、精米機器設置、並びに精米販売用トラックの提供
- ・ 精米所での加工後、精米と米ぬか⁴を小売店・卸売、周辺地域の非稲作世帯へ直売
- ・ スチーム米製造施設および稲乾燥用セメント床の建設
- ・ 米粉等、付加価値製品の製造および販売
- ・ 組合員と雇用スタッフを対象に研修・コンサルテーション実施（精米所運営、マーケティング、精米機器の操作等）
- ・ 民間企業と販路開拓ワークショップ開催
- ・ 両村落にてエンドライン調査を実施し、成果を測る。

（イ）牛乳回収センターおよび直売所運営による酪農家支援

ムトゥール郡チェナイユール村落の既存の酪農組合（3組合）の組合員を中心に100世帯程度を支援対象とする。（1・2年次からの継続）

- ・ 組合活動及び牛乳回収所兼直売所施設の運営を継続
- ・ 牛乳回収量増加と新規販売先開拓
- ・ 付加価値製品（アイスクャンディやヨーグルト等）の多様化と販路開拓
- ・ 牛乳回収量増加に応じて、牛乳回収車の提供と牛乳冷却器の設置
- ・ 民間企業と販路開拓ワークショップの開催
- ・ 酪農関連製品（牛の飼料等）の共同購入と販売⁵

² スリランカでは、精米とともに、いったん水に浸してから蒸した稲を精米したスチーム米が広く流通している。

³ 精米所を活発に稼働させる一方で、精米所近辺にあり修復済みの貯水池周辺の整備を行うことにより、生産力をさらに高め、収穫した稲の精米所への運搬の円滑化を図る。

⁴ 稲からの精米過程で、精米（稲総量の60%）、もみ殻（稲総量の15%。稲乾燥機の燃料として活用している）、米ぬか（同じく15%）が発生する。米ぬかは、鶏や牛等の飼料として対象地域内に需要がある。

⁵ 組合が飼料を市場価格より安価で販売することで、組合員の酪農業経営コストの削減を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員と雇用スタッフを対象に研修・コンサルテーション実施 ・ エンドライン調査を実施し、成果を測る。
<p>7. これまでの成果、課題・問題点、対応策など</p>	<p>① これまでの事業における成果（実施した事業内容とその具体的成果） 2 年次活動も半ばに差し掛かったところで、各対象地で以下の成果を確認している。</p> <p>（ア）精米所運営による稲作農家支援</p> <p>1) カンタレ郡ワネラ村落（1 年次からの継続）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年次に既存の農民組合（3 組合）を中心に協同組合を設立し、述べ 38 名がビジネス研修（ビジネス計画、マーケティング、リーダーシップ、会計、精米所運営）を受講した。稲乾燥施設及び精米所の建設を完了。 ・ 2 年次に精米所運営を開始。マハ期⁶に 91 トン、ヤラ期⁷に 21 トンの計 112 トンの稲を回収。稲のまま販売したものを除き、計 40 トンを乾燥・貯蔵後、県内外で開拓した販売先のニーズに応じて精米し、販売した。 ・ 精米過程で生じる米ぬか⁸や砕け米、もみ殻を県内で直売 ・ 組合員は稲バンク⁹を利用し、マハ期の稲の総回収量の 30%、ヤラ期の 22% に貢献した。 ・ 稲乾燥機を外部者に貸出しレンタル料受け取り ・ マハ・ヤラ期共に組合が事業運営計画を作成し、マハ期については計画の振り返りを行い、理事から組合員への報告を実施済み。 ・ 2 年次以降の活動計画（付加価値製品製造（スチーム米）や輸送用トラックの購入等）について、組合主体で収益・コスト計算や生産計画を立案。 ・ 伝統米栽培の準備中（10 月に耕作予定） <p>2) ムトゥール郡バラティプラム村落（2 年次から開始）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同郡の既存組合へ精米所運営に必要な組織アセスメントを実施 ・ 既存の多目的協同組合（MPCS¹⁰）による精米所事業計画書提出 ・ MPCS と精米所建設地を選定の上、環境局等から建設承認を取得中 ・ 精米所及び稲乾燥機施設の建設準備中（11 月より施行予定） <p>（イ）牛乳回収所および直売所運営による酪農家支援（ムトゥール郡チェナイユール村落）（1 年次からの継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年次に協同組合を設立し、述べ 23 名がビジネス研修（ビジネス計画、マーケティング、リーダーシップ、会計、牛乳回収センター及び直売所運営）を受講。牛乳回収所及び直売所（井戸含む）の建設を完了。 ・ 1 年次後半より、牛乳回収所及び直売所の運営を開始。雇用スタッフは 5 名。毎朝 100~350L の牛乳及び水牛乳の回収及び販売を実施。郡内の幼稚園

⁶ 当地の 2 期作のうち、雨季に行われるメインの稲作期（12 月～2 月頃）。

⁷ 当地の 2 期作のうち、乾季に主に灌漑施設を利用して行う稲作期（6 月～8 月頃）。

⁸ 稲からの精米過程で、精米（稲総量の 60%）、もみ殻（稲総量の 15%。稲乾燥機の燃料として活用している）、米ぬか（同じく 15%）が発生する。米ぬかは、鶏や牛等の飼料として対象地域内に需要がある。

⁹ 稲の初期買い取り資金を工面するため、組合から組合員への代金を即座ではなく数ヶ月後に分割して支払う仕組み。

¹⁰ Multi-Purpose Co-operative Societies の略で、日本の生協の様な組合。スリランカ全土各郡を拠点とし、Coop City などの小売店運営を初め、様々な事業を手掛けている。

で実施されている栄養改善プログラムへ牛乳を提供。

- ・ 2 年次に牛乳回収所へ牛乳冷却器を設置
- ・ ミルクトフィー、カード¹¹、ギー¹²等付加価値製品 5 種類を製造し、直売所にて週 6 日販売している。
- ・ 他地域の酪農組合による類似事業の相互視察を実施。

② これまでの事業を通じての課題・問題点

(ア) 組合員は組合運営の基礎となるものであり、協同組合の組織力を強化し、十分な稲および牛乳の回収・集荷量を確保するためにも、引き続き組合員数の増加が必要である(3 年次目標：カンタレ郡精米所：210 名、ムトゥール郡牛乳回収センター及び直売所：100 名)

(イ) カンタレ郡ワネラ村落では、組合の中心的役割を担う理事らが自ら精米に携わるなど組合活動への取り組みと事業へのオーナーシップ意識は高い。今後、ほかの組合員を活動へ巻き込みつつ、施設運営スタッフを別途雇用するなどして、理事はマネジメント側へ移行し運営をモニタリングしていくことで、より持続的な運営体制を作っていく必要がある。また米の価格変動により厳しい経営を強いられているため、より包括的な市場分析や効率の良いマーケティングを実施し、長期的には他精米所との差別化を図り、収益を上げることが求められている。

一方のムトゥール郡チェナイユール村落では、津波や紛争による被災がより深刻であったため、多くの外部支援を受けた経緯があり、人々の自立意識が低下したことは否めない。自助努力は見えるものの、理事の中には、家畜の世話や畑仕事、日雇い労働など日々の生産活動を優先せざるをえない状況があり、事業へのオーナーシップ意識の向上が依然課題となっている。

③ 上記②に対する今後の対応策

(ア) 引き続き、組合理事へ働きかけ、活動の周知、組合員の勧誘を行っていく。理事の組合活動への参画については、組合長を含む中核メンバーを育成するとともに、日頃のモニタリングを通じて、長期的・包括的な視点での組合活動のメリットを意識づけ、オーナーシップの向上を図る。特にムトゥール郡では、多少時間を要しても理事及び組合員が自ら情報を集め、ビジネス計画やアクションプランを作成し、実行するよう働きかけ、彼らの自主性を徐々に高めていく。

(イ) 加工施設の収益性を高め、マーケティングや付加価値製品の多様化等加工・販売ビジネスに必要なスキルを養うため、組合理事及び施設運営スタッフを対象とした研修やコンサルテーション、外部視察、OJT を通じた人材育成を継続する。

¹¹ 水牛の乳で作るヨーグルト状の凝乳。対象地にはムスリムが多く、特にラマダン明けに需要が高い。

¹² 乳脂肪製品。澄ましバターの一種。

<p>8. 期待される成果と成果を測る指標</p>	<p>今次事業の成果と指標は、下記の通りである。</p> <p>(ア) <u>精米所運営による稲作農家支援</u></p> <p>1) <u>カンタレ郡ワネラ村落 (1・2年次からの継続)</u> :</p> <p>【成果】</p> <p>① 栽培・加工技術の習得による農産品の多様化</p> <p>② 組合による自立的な精米所運営体制の確立</p> <p>③ 政府各局と組合の協力体制の構築</p> <p>【指標】</p> <p>1. 組合が2種以上の農産品を加工販売する</p> <p>2. 政府各局との継続的な連携のもと、組合が持続的に利益を出しながら精米所を運営する</p> <p>【指標の確認方法】</p> <p>精米所の回収・販売記録、精米所の会計資料および聞き取り、エンドライン (聞き取り) 調査</p> <p>2) <u>ムトゥール郡バラティプラム村落 (2年次から開始)</u> :</p> <p>【成果】</p> <p>① 収穫した稲の加工による稲作農家の収入向上</p> <p>② 組合による米販売網の多様化</p> <p>【指標】</p> <p>1. 稲の生産者売値が現状より 0.5 ルピー/kg以上上がる (これにより、稲作農家一人につき1回の収穫毎に約 2,000 ルピー (約 1,720 円) 収入が向上する¹³⁾)</p> <p>2. 組合が米販売先を2ヶ所以上開拓する</p> <p>【指標の確認方法】</p> <p>精米所の回収・販売記録、精米所の会計資料および聞き取り、エンドライン (聞き取り) 調査</p> <p>(イ) <u>牛乳回収センター/直売所運営による酪農家支援 (ムトゥール郡チェナイユール村落) (1・2年次からの継続)</u></p> <p>【成果】</p> <p>① 牛乳加工技術の習得による乳製品の多様化</p> <p>② 政府各局との協力体制を基にした、組合による自立的な牛乳回収センター運営体制の確立</p> <p>【指標】</p> <p>1. 組合が既存の乳製品 (主要3種類) の加工販売を継続する</p> <p>2. 政府各局との継続的な連携のもと、組合が持続的に利益を出しながらセンター/直売所を運営する (牛乳回収センターにおける1カ月の平均利益、約1万ルピー (約8,600円) を維持する)</p> <p>【指標の確認方法】</p> <p>センター/直売所の回収・販売記録、センター/直売所の会計資料およびエンドライン (聞き取り) 調査</p>
---------------------------	---

¹³ 通常農家は1年に一度、雨季に稲作を行う。十分な降水量があり、灌漑施設を利用することで稲作に必要な水が確保できる場合、乾期に2期作を行う。生産者売値の向上により、大半の農家が次期の稲作準備のため、仲買人から前借りをしたり、財産である貴金属を質に入れたりしている現状の改善が見込める。